

深谷市ふっかちゃん

障害児療育経費助成事業



深谷市では、「ふっかちゃん子ども福祉基金」を活用し、障害児が医師の指示のもと実施される専門性の高い療育事業に参加した場合、その経費の一部を助成しています！

※障害者手帳等をお持ちでない方も医師の意見書により助成を受けられる場合があります。詳しくは下記までご相談ください。

助成内容

〈対象者〉

対象の療育事業に参加した際に費用を負担した障害児又は障害児の保護者で、そのいずれかが深谷市に住所を有するかた

〈助成金額〉

対象の療育事業の参加費用の2分の1（100円未満切捨て）

ただし、障害児1人あたり月額上限5,000円まで

※対象の療育事業は音楽療法、ソーシャルスキル、ヴィジョントレーニングなどがあります。有資格者が障害児に対し専門的に実施する療育事業が対象となることから、同様の事業であっても必ずしも該当するとは限りませんので、お気軽にお問い合わせください。なお、保険診療、障害福祉サービス、障害児通所支援その他の制度により給付費等の支給がされるものを除きます。

資格の認定と請求

【認定】・・・助成を受けるためには、受給資格の認定が必要です。認定の申請には、以下の書類が必要になります。

- 受給資格認定申請書
- 医師が交付した助成金交付意見書
- 障害者手帳等
- 振込先口座がわかるもの
- 参加療育事業の内容がわかるもの

※申請は、参加する療育事業ごとに行ってください。

【請求】・・・認定を受けた方は、1ヶ月単位での請求を原則7月・11月・3月に行うことができます。助成の請求には、以下の書類が必要になります。

- 助成金請求書
- 療育事業に参加したことがわかる書類
- 療育事業の参加費用を支払ったことがわかる書類（領収書等）

※認定から2年を経過するたび、新たに医師が交付した意見書を提出する必要があります。

問い合わせ

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1

深谷市役所 福祉健康部 障害福祉課

TEL : 048-571-1011 FAX : 048-574-6667